

米子市立啓成小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な問題である。

米子市では平成24年10月に、いじめに関する指導ガイドを作成し、全職員でいじめ防止に取り組んでいるところであるが、平成25年の法の制定と同年から実施の米子市版小中一貫教育を契機に、本校区内の全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、校区のめざす子ども像の実現に向かっていくための取り組みを行い、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。

1 いじめ問題の理解

いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題である。

また、いじめは子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や犯罪など、様々な問題を引き起こす背景ともなる深刻な問題である。

さらに、最近のいじめは、携帯電話やスマートフォン、また、ゲーム機や音楽機器などの手軽にインターネットにつながる道具が身近にあることにより、一層見えにくいものになっている。

こうしたいじめは、人権侵害であり、決して許すことのできないものである。また、命に関わる問題であるという危機感を持って対応することが大切である。

(いじめに関する指導ガイドⅠいじめ問題の理解)

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

校区のめざす子ども像

確かな学力と豊かな心をもった子ども

～自分の考えを伝え、互いに高め合おうとする子ども～

2 組織的・計画的に取り組むための組織の設置

○いじめ防止等の対策のための組織「啓成小学校いじめ防止委員会」を設置する。

【いじめ防止委員会構成員】

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，人権教育主任，
教育相談担当，該当担任等

尚，事案の解決に当たっては，必要に応じて関係機関と連携を図るとともに，対策委員会への参加を依頼する。

(米子市教育委員会学校教育課，米子警察署，医療機関，スクールカウンセラー
児童相談所，家庭児童相談室，学校評議員等)

- 〈役割〉
- ①学校基本方針に基づく取り組みの実施，進捗状況の把握，定期的検証
 - ②教職員の共通理解と意識啓発
 - ③児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取
 - ④教育相談や相談窓口の集約
 - ⑤いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - ⑥発見されたいじめ事案への組織的な対応
 - ⑦対策組織の取り組み状況及び，対応の記録
 - ⑧重大事態への対応

〈具体的な取り組み〉

- ・年度初め，全ての教員がいじめに対して共通の理解をもち，そのための取り組みに対して共通の認識を持つ。
- ・各学期末に「学校生活意識調査アンケート」を実施し，いじめ防止委員会の会議を開催する。
- ・全教職員へ，会議の内容，今後の取り組み等について伝え，共通理解して取り組む。
- ・年度末の対策会議では，基本方針の見直しもあわせて行い，次年度に生かす。

3 いじめの未然防止

児童がいじめに向かわないようにするために，以下のことに取り組む。

- ①学習指導の充実
- ②特別活動・キャリア教育・道徳教育の充実
- ③教育相談の充実
- ④学級経営・学習集団づくりの充実
- ⑤人権教育の充実
- ⑥情報モラル教育の充実
- ⑦保護者・中学校区・地域との連携

〈いじめが起きにくい学校・学級風土をつくり出すために〉

- 全職員が，確かな人権感覚を身につけ，児童の努力を認めたり，成長を喜んだりする言葉かけを行う。
 - ・全職員が明るく元気なあいさつをする
 - ・児童に寄り添った声かけをする
- いじめの未然防止に組織的・計画的に取り組む
 - ・いじめ防止年間指導計画の作成

- 小・小，小・中がお互いを理解し合い，いじめの対応も一貫して行う。
 - ・いじめ防止基本方針を突き合わせ，共通実践事項等について協議する。
 - ・いじめの事実については，小中両校の該当担任が直接引き継ぎを行う。
- 自己肯定感の高まる取り組みを日常的に行う。
 - ・帰りの会で，賞賛し合ったり認め合ったりする場の設定
 - ・学びあいのある学習活動の充実
 - ・児童会活動，地域交流や体験活動の充実
- 保護者との連携を図り，児童の規範意識を養うための指導などの，いじめ防止等のための取り組みを推進する。
 - ・PTAによるいじめ防止研修会
- 保護者にいじめ防止基本方針の取り組みについて伝えることで，意識啓発を図る。
 - ・参観日，学校だより，学年だより
- 登下校見守り隊・スポ少指導者・学校支援ボランティアなど，日頃より子ども達と接していただいている地域の方々と連携・情報共有を密にしながら，いじめ防止等の取り組みを推進する。

〈いじめをしない許さない児童を育てるために〉

- 道徳を始めすべての教育活動を通して，互いに認め合い高めあえる人間関係の構築に努める。
- 授業や行事の中で，児童が安心でき，自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりに努める。
 - ・課題を抱えている児童に寄り添う
 - ・小グループでの学び合い
 - ・間違ったり失敗したりしても笑わない学級づくり
 - ・縦割り活動の充実
- 人権教育を充実させ，いじめの問題性に気づき・考え・行動できる児童の育成に努める。
 - ・9年間の成長を見通した人権教育 15年プランの作成
 - ・人権作文
- いじめの未然防止の視点で各教育活動の年間計画を見直し，学年，学校，校区で共通した取り組みを充実させる。
 - ・年度初めにいじめ撲滅週間を設定
 - ・縦割り班遊び，全員なかよし遊びの日の設定
- 児童の主体的な活動を支援する。
 - ・委員会活動の支援
- 情報教育や学活で，情報モラル教育の充実を図る。
 - ・情報モラル授業計画の見直し
 - ・保護者へのネットトラブル等の学習会実施
 - ・GTによる情報モラル授業
- コミュニケーション能力を育てる機会や場の設定の取り組みを充実させる。
 - ・1分間スピーチ
 - ・ペア対話
 - ・全体対話
 - ・各教科における言語活動の充実
- 計画的・継続的に異学年交流・小小交流・小中交流を設定し，自己有用感を高める活動を経験できる場をつくるなど絆づくりの推進に努める。

- ・縦割り遠足 ・音朗集会 ・縦割り班給食 ・縦割り運動会 ・縦割り班遊び
- ・親善水泳大会 ・新入生体験入学

4 いじめの早期発見

何らかの問題があることが判明した場合、「いじめなのかもしれない」「いじめに発展するかもしれない」という視点に立ち、いじめの早期発見に向け、以下のことに取り組む。

〈ささいな変化に気づく取り組み〉

- 児童との会話をできるだけ多くし、様子を注意深く観察する。
 - ・いじめに関する指導ガイドⅡ 5子どもの現状を把握するためのチェックポイント活用
- 定期的に教育相談を行い、児童の声に耳を傾ける。
 - ・学期に1回（6月，11月）
 - ・教育相談前には、アンケート調査実施
- 調査結果の考察から実態を見る。
 - ・年2回Q-U調査を行い、分析結果を活用（5月・10月）
- 保健室・スクールカウンセラーの利用について児童・保護者に周知し、あわせて相談電話などについても伝える。
- 家庭訪問、家庭連絡などをこまめに行い、いじめの早期発見に努める。

〈気づいた情報を確実に共有する取り組み〉

- 日常的に情報を共有する場を設ける。
 - ・子どもを語る会・ミニ語る会（連絡会）の実施

5 いじめへの対処〈早期対応・早期解決〉

- いじめに係わる情報を入手した者は、生徒指導担当を通して対策組織に連絡する。
- いじめを目撃した場合は、その場でその行為を止めることを最優先する。
- 得られた情報からいじめであると判断した場合は、対策組織が中心となって必要に応じて関係者を招集し、いじめ対策会議を開催する。被害者対応班、加害者対応班、間接対応班などの組織的対応の基本的な流れを設定する。あわせて関連機関との連携が必要な場合は速やかに連絡を取る。
- 事実確認を行い、いじめた児童、いじめられた児童、いじめを見ていた児童に対して、それぞれ児童の心に寄り添った支援や助言をしていく。（いじめに関する指導ガイドⅣ いじめへの対応1～3）
- 事案に関する情報を全職員で共有する。
 - ・共通理解の場の設定（職員連絡会・子どもを語る会・ミニ語る会）
- いじめ対策ケース会議を開き、本事案に対する学校としての対応方針を決定する。
- いじめられている児童の保護者・いじめている児童の保護者の双方に直接会って、事

実とともに改善へ向けた学校の指導方針を伝えるとともに、早期解決に向けて協力を求める。(いじめに関する指導ガイドⅣ4保護者への対応)

- 早期に解決に至らなかつたり、解決が困難だつたりした場合は、いじめ防止委員会で協議し、必要に応じて、教育委員会に相談し、関係機関と連携を図る。
- ネットへの不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、米子市教育委員会・警察と連携し、直ちに削除する措置をとる。(いじめに関する指導ガイド P7・8)
- 事案における確認した事実や、対応等については、対策組織が中心となつて時系列で記録する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

※重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条にある重大事態があつた場合は、次の対応を行う。

- ①重大事態発生報告を速やかに、市教委に行う。
- ②市教委との協議の上、重大事態に対応する組織を設置する。
- ③設置した組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果は、いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供し、市教委へ報告を行う。
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

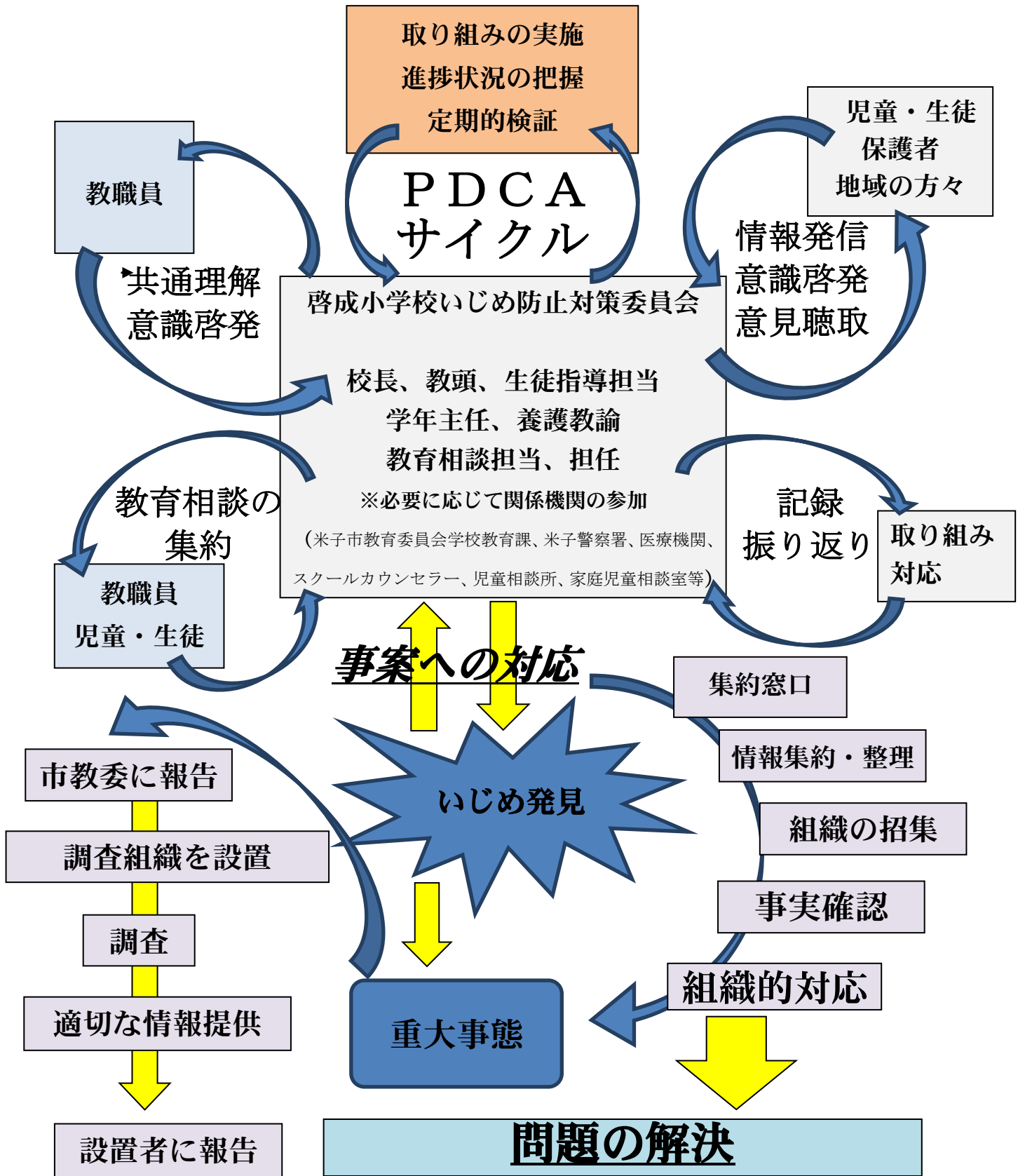
6 関係諸機関との連携

学校内だけでは解決を図ることが困難な場合には、子どもの状況に応じて適切な関係機関や地域と連携していく。(いじめに関する指導ガイドⅣ5関係機関や地域との連携)

- 警察との連携が必要なケース
 - ・暴行を受けてけがをしたり、万引きを命令されたり、金品を要求されたりするなど、犯罪の可能性が予測される場合
- 医療機関・スクールカウンセラーとの連携が必要なケース
 - ・いじめ発生後、学校に登校できなくなり長期化している場合
 - ・自殺をほのめかす、幻聴、幻覚などを訴えるなど、極度の精神的ダメージを受けている場合
- 児童相談所や地域の民生委員・スクールソーシャルワーカー等との連携が必要なケース
 - ・いじめの背景に養育上の課題があるなど、子どもや保護者への支援が必要であると判断された場合〈主な機関連絡先〉

米子市教育委員会学校教育課	23-5432
米子警察署	33-0110
少年サポートセンター	31-1574
米子児童相談所	33-1471
家庭児童相談室	23-5176

いじめ防止等における対策組織の役割



いじめ防止等における対策組織の年間活動計画

米子市立啓成小学校

	年間活動計画	校区活動計画	いじめ発見時	学校行事等
4月	<input type="checkbox"/> 定例委員会の開催 ・学校いじめ防止基本方針や新学期の活動の確認 ・組織や緊急対応の確認等 ・校内引き継ぎの確認 <input type="checkbox"/> 保護者への啓発 (PTA総会で基本方針の説明) <input type="checkbox"/> 子どもを語る会①	・校区連携 生徒指導担当者会	★いじめ発見時 ・集約窓口 ・情報収集、整理 ・組織の招集 ・事実確認 ・組織的な対応 ↓ 問題の解決	<input type="checkbox"/> 始業式 <input type="checkbox"/> 入学式 <input type="checkbox"/> PTA総会 <input type="checkbox"/> 全校遠足 <input type="checkbox"/> 修学旅行
5月	<input type="checkbox"/> 定例委員会の開催 ・年度始めの配慮を要する児童の情報交換等 <input type="checkbox"/> 校内研修会の実施(カウンセリングのスキルアップ) <input type="checkbox"/> QUアンケートの実施・集約①			<input type="checkbox"/> マラソン大会
6月	<input type="checkbox"/> 定例委員会の開催 <input type="checkbox"/> ほっと相談(カウンセリング週間)① <input type="checkbox"/> 子どもを語る会②	・校区連携 生徒指導担当者会		<input type="checkbox"/> プール開き
7月	<input type="checkbox"/> 定例委員会の開催 ・1学期の評価・分析・課題の検討 <input type="checkbox"/> 学校生活意識調査アンケート ①			<input type="checkbox"/> 終業式
8月	<input type="checkbox"/> 定例委員会開催 ・新学期に向けての対応			<input type="checkbox"/> 始業式 <input type="checkbox"/> 校区水泳大会
9月	<input type="checkbox"/> 定例委員会の開催 ・新学期開始後の情報交換ならびに対応の確認 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会③			<input type="checkbox"/> 運動会 <input type="checkbox"/> 大山登山
10月	<input type="checkbox"/> 定例委員会の開催 <input type="checkbox"/> QUアンケートの実施・集約②			<input type="checkbox"/> マラソン大会
11月	<input type="checkbox"/> 定例委員会の開催 <input type="checkbox"/> ほっと相談(カウンセリング週間)②	・校区連携 生徒指導担当者会		<input type="checkbox"/> 学習発表会
12月	<input type="checkbox"/> 定例委員会の開催 ・新学期に向けての対応 <input type="checkbox"/> 学校生活意識調査アンケート②			<input type="checkbox"/> 終業式
1月	<input type="checkbox"/> 定例委員会の開催 <input type="checkbox"/> ことばアンケートの実施・集約①			<input type="checkbox"/> 始業式
2月	<input type="checkbox"/> 定例委員会の開催 ・学校評価の分析	・校区連携 生徒指導担当者会	<input type="checkbox"/> スキー教室	
3月	<input type="checkbox"/> 定例委員会の開催 ・1年間の反省と次年度への引き継ぎ		<input type="checkbox"/> 卒業式 <input type="checkbox"/> 修了式	